令和８年（フ）第９５７号
名古屋市中区新栄１丁目32番27号　新栄ロイヤルハイツ１Ａ号
破産者　鮨さかな吉櫻こと　櫻井　健吾
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１００号
三重県津市南丸之内７番13号　リバルティーレＡ403、前住所三重県津市中河原330番地３津駅前新築戸建２号棟202号室
破産者　谷口　梨恵
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１６４２号
京都市伏見区深草藤森町37番地の38
破産者　高向　厚吏
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４６９号
岡山市南区福富中二丁目６番９号
破産者　中西　リエ
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６８６号
高松市由良町614番地２、開始決定時の住所岡山市南区藤田426番地101
破産者　小田祐一郎
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２号
広島市西区南観音町21番19―301号
破産者　佐々　松美
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９号
広島県呉市郷原町2158―５（開始決定時の住所　山口県柳井市中央２丁目14番11号）
破産者　池田　光恵
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２１号
山口県岩国市通津2096番地49
破産者　垰　　和幸
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第３１号
山口県岩国市南岩国町４丁目78―39（前住所山口県岩国市保津町二丁目12番12号）
破産者　好本　建二
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和７年（フ）第２７２号
香川県丸亀市綾歌町富熊2183番地３
破産者　別所　和彦
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９６号
鹿児島市西紫原町22番地17、前住所千葉県浦安市当代島１丁目２番７―404号　ＡＢマンション
破産者　有村　　剛
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１９１号
鹿児島市武１丁目５番２号　ガーデンパレス藤205号
破産者　坂元　由紀子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３号
札幌市東区北25条東16丁目３番11号　サンシャイン元町７号、前住所北海道帯広市西４条南25丁目11番地１　ミレニアム425　１―Ａ号室
破産者　今野　良季
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第３０４号
茨城県つくば市春日２丁目32番地７　メゾン・ド・アシュレイ201号
破産者　堀内　　翔
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５号
茨城県土浦市並木三丁目10番24号
破産者　塚田　浩二
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１００号
茨城県つくば市高野台３丁目11番地55
破産者　石橋　信輔
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第３８５号
横浜市戸塚区上柏尾町261番地53
破産者　梅里　優香（旧姓小薄）
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部